

IV 第61号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）

第 61 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立新長田駐車場）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和6年9月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立新長田駐車場

2 指定管理者

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズ・日本管財共同事業体

代表者 タイムズ24株式会社

代表取締役 西川 光一

3 指定期間

令和6年10月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸市立新長田駐車場の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立新長田駐車場の指定管理者の指定について
(予算第 22 号議案、第 61 号議案関連)

1. 本件の趣旨

新西市民病院の整備基本計画（令和 5 年 2 月）の見直しに伴い、同施設の建設予定地に位置する神戸市立新長田駐車場の供用期間を当面の間延長するため、令和 6 年 10 月以降の指定管理者を指定しようとするもの。

2. 公の施設の名称

神戸市立新長田駐車場

3. 指定管理者

東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズ・日本管財共同事業体

代表取締役 西川 光一

※現指定管理者として、令和 4 年 11 月市会（第 89 号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立細田駐車場ほか））において議決後、協定締結済み。

4. 指定期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 債務負担行為

期 間：令和 5 年度～令和 7 年度

限度額：242,000 千円

※補正金額は、当初の債務負担行為限度額：204,000 千円との差額である 38,000 千円

6. 選定理由

以下の理由により、指定管理事業者をタイムズ・日本管財共同事業体とし、指定管理期間を令和8年3月31日までとする。

【理由】

神戸市立新長田駐車場は、新西市民病院の建設予定地である若松公園地下に位置しているため、新西市民病院整備基本計画（令和5年2月）に基づき、同施設の当初の指定期間を令和6年9月30日までと定めていた。

しかし、令和6年9月に同計画に見直しが生じたため、神戸市立新長田駐車場の供用期間を当面の間延長することとした。

本件は、「公の施設の指定管理者制度運用方針」及び同「運用マニュアル」が定める、公募によらず指定管理者を指定することができる場合のうち、「⑥施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）場合」に該当するため、公募外選定で、現在の指定管理者であるタイムズ・日本管財共同事業体を継続して選定する。

参考：施設の概要

施設	所在地	供用開始時期	収容台数	営業時間	平均利用台数
神戸市立新長田駐車場	長田区日吉町7丁目 (若松公園地下)	昭和50年4月	220台	24時間	229台/日